世　古　税　理　士　事　務　所　便　り　　第　110 号　　R４．８月発行

８　月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

〒５５５－００２４
大阪市西淀川区野里１－１２－２０ハイツ守山 202
世古年幸税理士事務所
代表　税理士　世古年幸

ＴＥＬ　０６－６４７７－７８９０
ＦＡＸ　０６－６４７７－７８９７
メール　info@seko-tax.com
ホームページ　https://www.seko-tax.com/

1　ごあいさつ

今月、事務所便り第 110 号を発行させていただきます。

まことに勝手ではございますが、丙事務所のお盆休みを下記の通りとさせていただきます。

【お盆休業期間】

令和 4 年 8 月 13 日（土）～16 日（火）

【お盆休業期間中のお問い合わせ】

メール（info@seko-tax.com）またはホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。

今月は、大阪府高槻市にある新西国三十三所の第 14 番札所の神峯山寺（かぶさんじ）に参拝に行った際に撮影した写真などを掲載させていただきます。

（写真は、神峯山寺の山門です）

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、*消費税のインボイス制度について　その３*　を書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

2　消費税のインボイス制度　について　その３

先月号に引き続き消費税のインボイス制度について説明させていただきます。

今回は、インボイス制度に登録した事業者の方が、インボイス制度が始まった後にどのような請求書を作成しないといけないかについてお伝えできればと思います。

（写真は、神峯山寺の境内です）

適格請求書の記載事項

適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

適格請求書

①　適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
②　取引年月日
③　取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

④　税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率

⑤　税率ごとに区分した消費税額等

⑥　書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

＊上記の下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
適格請求書の記載例は以下のとおりです。

請求書

△△商事(株)
登録番号　T012345・・・　①

(株)〇〇御中　←⑥

8月分　131,200円　XX年8月31日

日付	品名	金額
8月1日	魚　＊	5,000円
8月1日	豚肉　＊	10,000円
8月2日	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮

②　③

合計　120,000円　消費税　11,200円　⑤

④
8%対象　40,000円　消費税　3,200円
10%対象　80000円　消費税　8,000円

③　＊　軽減税率対象

（写真は、神峯山寺の化城院です）

適格簡易請求書

①　適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

②　取引年月日

③　取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

④　税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率

⑤　税率ごとに区分した消費税額等

＊不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

スーパー〇〇
登録番号　T012345・・・　①

②
XX年8月31日

領収書

③

ヨーグルト　＊	1	¥108
カップラーメン　＊	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874

8%対象　¥324　④
（内消費税額　¥24）
10%対象　¥550
（内消費税額　¥50）
お預り　¥1,000
おつり　¥126

③　＊　軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
＊両方記載することも可能

＊⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに１回ずつとなります。➡端数処理については、あらためて説明いたします。

（写真は、神峯山寺の本堂です）

Point	適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）
〇適格請求書は、書面での交付に代えて、*電磁的記録（電子データ）で提供することができます*（電子インボイス）	

○適格請求書に係る電磁的記録の記録事項は、書面で適格請求書を交付する場合と同じです。

○適格請求書に係る電磁的記録の提供方法として、例えば、*受発注に係るオンラインシステムを介した連絡（いわゆる EDI 取引）*、*電子メール送信*、*インターネット上のサイトを通じた提供*、*記録用媒体での提供*などがあります。

＊電子データで取引先に提供する場合でも書面で適格請求書を交付する場合と記載する内容は変わりません。

（写真は、神峯山寺の鐘楼です）

Point	仕入明細書等による対応

○適格請求書等保存方式においても、*買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます*（課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

○その場合、*記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要*です。

仕入明細書等の記載事項

適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称

② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号

③ 課税仕入れを行った年月日

④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）

⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率

⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

【例】

仕入明細書

②　＜8月分＞　XX年8月31日

(株)●●御中

登録番号：T123456・・・

(株)△△

＊送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計　229,000円

月	日	取引	仕入金額（税抜）	
8	1	食品＊	8%	2,000
	1	日用品	10%	600
	3	食品＊	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
⋮	⋮	⋮	⋮	
合計		仕入金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

・書類上に確認済みの署名等をもらう

・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける

・電子メールで確認した旨の返信を受ける

＊買手が仕入明細書等を作成するケースは少ないと思うのですが、作成する場合には、課税仕入れの相手方の登録番号を記載するのを忘れないようにしてください。

（写真は、神峯山寺の境内から見える眺めです）

Point	複数の書類による対応

○適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。

○例えば、*請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能*です。

記載事項

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

② 取引年月日

③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

＊例えば、事務所の賃貸借のように、通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書の交付がされない取引の場合、適格請求書の記載事項の一部（課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書及び通帳又は銀行が発行した振込金受取書（課税資産の譲渡等の年月日を示すもの９を合わせて記載事項を満たしていれば、これらの書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

来年 10 月からインボイス制度が始まりますが、それまでに確認していただきたいこととして適格請求書や納品書に記載しないといけない項目についてご紹介させていただきました。

市販の請求書作成ソフトを利用している場合は、そのソフトのバージョンアップなどで対応することは可能だと思います。エクセルで独自に請求書を作成している場合には、この説明をご参考に請求書のひな形に項目を追加するなどで対応することをご検討してください。

まだ適格請求書の記載事項について説明できていない内容がございますので、来月にこの続きをご紹介させていただきます。

【参考文献】

・国税庁発行　適格請求書等保存方式の概要　―　インボイス制度の理解のために　―

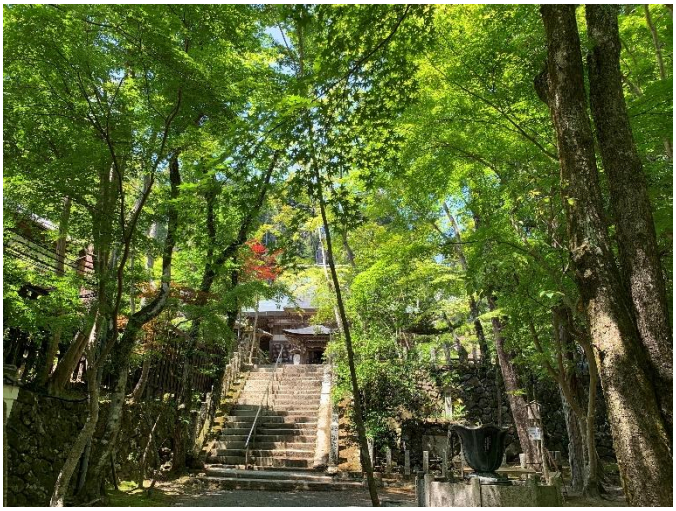

（写真は、神峯山寺の境内です）

3　編集後記

今回も、インボイス制度への対応への情報量が多くその紹介だけで、事務所便りの紙面のスペースがなくなってしまいました。来年 10 月に始まるインボイス制度ですが、制度が始まる前に準備をしないといけないことがありますので、対応していただきますようによろしくお願いいたします。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。